

## 公益財団法人ちばのWA地域づくり基金 テーマ型助成事業

### 「2019 千葉県台風・豪雨災害支援基金」

#### 第2次助成募集要項(2019.11.6～)

#### 「2019 千葉県台風・豪雨災害支援基金」について

公益財団法人ちばのWA地域づくり基金は、2019 年台風 15 号、19 号ならびに 10 月豪雨による千葉県内の被災地における支援活動を支えるために「2019 千葉県台風・豪雨災害支援基金」を立ち上げました。

千葉県内で発生した台風 15 号、19 号ならびに 10 月豪雨災害に対する支援活動、復興活動を行う千葉県内の団体等を助成プログラムで支援します。

#### 1. 目的

千葉県内で発生した台風、豪雨による災害支援活動を行う県内団体等の支援活動や活動復旧に対する助成を行うことで被災地の復興を目指す。

#### 2. 助成スケジュールについて

- ・申請受付期間：随時受付
- ・選考期間：助成総額に達するまで
- ・採択通知：申請受付より 1 週間で採択可否を通知
- ・助成事業実施期間：2020 年 3 月 31 日までに実施の事業

#### 3. 対象となる団体

(1) 非営利で公益的・社会的な活動を行なっている千葉県内に事務所を置く団体（法人格の有無は問わない）

※県外団体の場合、千葉県内に拠点があり、地域団体との連携が認められる団体に限ります。

(2) 以下のいずれにも該当しない団体

- ・個人的な活動や趣味的なサークルなどの団体
- ・政治活動や宗教活動を主たる目的とする団体
- ・反社会勢力と関係のある団体

#### 4. 対象となる事業

2019 年台風・豪雨災害に対して千葉県内の団体等が実施する支援活動、復興活動

①災害支援活動 被災者支援・復旧にかかる活動

②復興活動 被災地の復興に向けた取り組み

①②とも特に下記のテーマを対象とします

- ・被災地復旧に継続してボランティアを実施および派遣する取り組み
- ・被災者の孤立防止につながる取り組み
- ・コミュニティ形成や支援に関する取り組み
- ・女性や子ども、障害者、高齢者等、災害弱者を守るための取り組み
- ・被災者やボランティアの医療・福祉の支援に関する取り組み
- ・その他、申請団体で被災地ニーズを把握しており、緊急を要する取り組み

## 5. 対象となる経費

- ・助成金の使途について特に制限はありません。事務局人件費も含めて支援活動、復興活動に必要な費用（人件費、謝金、印刷費、通信費、会議費、研修費、消耗品費、燃料費等）はすべて対象となります。（ただし株式会社等の人件費は対象となりません。事業実施に最低限の必要経費のみ対象）
- ・活動終了後、団体の資産計上につながる費用（備品等）については事前にご相談ください。
- ・拠点整備を目的とした事業は対象となりません。ただし助成期間後も災害復興支援に活用されることが明確である場合には対象となる場合もありますので、事前にご相談ください。
- ・他の助成事業との組み合わせは構いませんが、経費の重複がないようにしてください。

## 6. 助成金額（総額）と申請受付期間

- ・1団体10万円程度（助成総額100万円）
- ・助成総額に達するまで随時受付（※複数回の申請可：ご相談ください）

## 7. 助成申請方法

- ・所定の助成事業申請書に記入の上、メール、郵送、ファックスのいずれかにて提出してください。
- ・応募書類はホームページからダウンロード可能。<https://chibanowafund.org/?news=2023>

## 8. 選考方法

- ・申請のあった団体から随時書類選考を行い、結果を通知します。内容によりヒアリングを行う場合があります。
- ・選考では申請内容、インターネットなどで公開されている情報を確認した上で採択を決定します。

### <選考の視点>

- ・必要性：被災地のニーズを反映したものか、またニーズ把握ができているか
- ・事業効果：助成事業の実施が被災地支援や復興に効果的なものかどうか
- ・実行力：実施体制がととのっているか、実施に対して強い思いがあるか
- ・資金管理：寄付が原資の基金が適正に活用されるか、金額が妥当か

## 9. 採択団体が実施すること

- ・活動実施の積極的な情報発信（ホームページ、ブログ、facebook等）
- ・助成期間終了後おおむね1か月以内に、活動報告書の提出

## 10. 助成金の支払い方法について

- ・助成決定後、予算書の合意を行い、指定の銀行口座に助成金の振込を行います。採択時に手続きについてお知らせします。

## 11. 重要な注意事項（必ずお読みください）

- ・助成対象団体情報を公開します。  
※公開情報 団体名、代表者氏名、所在地、事業内容、助成金額
- ・助成事業申請書にご記載いただいた個人情報、当財団の選考に関わる業務に使用し、それ以外には使用しません。
- ・提出いただいた書類・資料等は返却できません。

- ・ 選考結果や選考内容に関するお問い合わせには回答いたしかねます。
- ・ 事業変更（中止）については、手続きを行っていただきます。また、交付済みの助成金で助成事業に使われていない場合は全額返還していただきます。
- ・ 助成金に関わる収支の証拠書類(領収書など)を整理し、いつでも閲覧できるようにしてください。証拠書類は事業実施終了後 3 年間の保存が必要です。
- ・ 法令や条例、規則などに違反した場合は是正措置を求めます。改善されない場合、助成金の返還を求めることとなります。

## 12. お問い合わせ・申請先

公益財団法人ちばのWA地域づくり基金

〒260-0033 千葉市中央区春日 1-20-15 篠原ビル 301

TEL : 043-239-5335 FAX : 043-239-5336

E-mail : [info@chibanowafund.org](mailto:info@chibanowafund.org)

ホームページ : <https://chibanowafund.org>